

就学援助の資料

目 次

1. 名古屋市	1
7. 春日井市	5
10. 碧南市	7
17. 常滑市	8
24. 知多市	10
28. 岩倉市	14
29. 豊明市	15
37. あま市	18
43. 大治町	19
47. 東浦町	21
51. 幸田町	27
52. 設楽町	29

しゅうがくえんじょ
平成26年度 就学援助 のお知らせ

名古屋市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助する事業を行っています。

1. 就学援助の対象となる方

P. 2-3の項目1~7のいずれかに該当する方

2. 提出書類

- (ア) 就学援助費受給申請書（下記の用紙で学校にご請求ください。）
- (イ) 申請する項目の事情を明らかにする書類（裏面をご覧ください。）

※4月分からの認定をご希望の方は、**4月18日（金）までに学校へ提出**してください。

※申請は5月以降も随時受け付けています。ただし、5月以降に申請された方の支給は、翌月分からとなります。

3. 申請のご注意

- ①受給申請書には、必ず「児童生徒」、「保護者」を含む「世帯全員」を記入してください。
- ②平成25年度に就学援助を受けているお子さんについて継続申請をされた場合、新規申請は不要です。重ねて申請しないでください。小学校新1年生については、必ず新規で申請が必要です。
- ③援助を希望するお子さんが2人以上いる方は、お子さん一人ひとりについて申請してください。
お子さんが小学校と中学校にいる場合は、それぞれの学校へ申請してください。
- ④4月18日（金）までに提出できない方は学校へご相談ください。（4月認定が認められるのは
4月30日（水）までに学校へ不備なく書類を提出した方です。）
- ⑤認定は、今回申請される内容で行います。申請後、世帯状況が変わる（保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居等）場合は、必ず、すみやかに学校へご連絡ください。
- ⑥後日、提出された書類に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。
- ⑦東日本大震災で被災された方は、所得基準額に関係なく認定される場合があります。学校にご相談ください。

お問い合わせ先

名古屋市教育委員会学事課 (TEL 972-3217、FAX 972-4175) または 通学先の学校

提出前にチェックしてください！

- 「就学援助費受給申請書」の世帯状況に「世帯全員」が記入されているか。
- 必要となる証明書類がすべてそろっているか。（全員分の書類があるか確認してください。）
- 7番の項目で申請する場合は「申請理由」が記入されているか。
- 記入漏れはないか。（日付、申請者名、印、住所、児童生徒名、続柄、生年月日、職業又は在学校名）

↓ 就学援助費受給申請書の用紙の請求はこちらから

----- キリトリ -----

学校長あて

就学援助費受給申請書の用紙を希望します。

学年・組	児童生徒氏名	保護者氏名
年 組		

就学援助の対象となる方と必要となる書類

- 就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で住民票を別にしている場合でも、同じ家に住んていれば、世帯の中に含めます。また、単身赴任などにより、その世帯の生計を維持する方が他の場所に住んでいる場合は、その方も世帯に含まれます。
- 世帯全員が、同じ項目に該当していることが必要です。
たとえば、父は「3 市民税が非課税または減免された方」に該当し、母は「4 国民年金保険料が免除された方」に該当するというように、異なる項目を組み合わせた申請はできません。

項目	左の事情を明らかにする書類（すべてコピーで可） ※世帯全員の状況が同じ項目で証明できること。	証明書の発行場所
1 生活保護法に規定する要保護者	証明書不要	
2 平成25年4月2日以降生活保護が停止または廃止された方	保護決定通知書（停止・廃止） ※世帯変更を理由として廃止された場合（再婚等）は該当しません。	区役所民生子ども課、支所区民福祉課（社会福祉事務所）
3 市民税が非課税または減免された方	平成25年度（平成24年分所得）市民税県民税証明書 または平成26年度（平成25年分所得）市民税県民税証明書	市税事務所・出張所・区役所・支所の税務窓口
4 国民年金保険料が免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書 個人宛に送付された書類（はがき）です。 ※平成25年4月以降について免除されていることが必要です。 ※はがきをなくした場合は「国民年金保険料免除期間証明」をもらってください。 ※20歳以上の方全員の通知書が必要です。 ※学生ではない20歳未満の方、60歳以上の方、学生納付特例制度で保険料が猶予されている方と同じ世帯の場合、この項目で申請できません。	所轄の年金事務所
5 国民健康保険料が減免または減額された方	平成25年度歳入国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書または平成26年度歳入国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書（いずれも本算定のもの） ※「暫定賦課」の通知書では受付できません。 ※「減免額」または「減額額」欄に金額が記載されていることが必要です。 ※通知書の全面をコピーしてください。 ※75歳以上（後期高齢者医療制度）の方と同じ世帯の場合、この項目で申請できません。	区役所 保険年金課 支所 区民福祉課
6 児童扶養手当が支給された方	児童扶養手当証書 ※社会福祉事務所長の押印がされたページのコピーが必要です。 ※受給期間が平成25年8月以降であることが必要です。 ※受給者（児童を養育している方）と支給対象児童（18歳以下）のみの世帯であることが必要です。 祖父母や児童扶養手当の支給対象外の子等と同じ世帯の場合、この項目で申請できません。 ※児童手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当は該当しません。 ※父母のいずれかが重度の障害を有することにより手当を受給している場合は、障害者手帳のコピー等を添付していただきます。	区役所 民生子ども課 支所 区民福祉課（社会福祉事務所）

7 その他経済的にお困りの方（項目1～6のいずれにも該当しない方）

世帯全員の1年間（平成25年1月1日～12月31日）の所得の合計額で審査します。

全員（所得税法上扶養されている方、高校生、中学生以下の方は除く。）のいずれかの書類を提出してください。全員の1年間の所得の合計額が、下記の表の所得基準額以下であれば、援助を受けることができます。

この項目で申請する場合は、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの状況を受給申請書の「申請理由」欄に記入してください。

<所得基準額>

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
(給与所得者の収入額)	(374万8千円)	(410万8千円)	(458万0千円)	(528万0千円)	(574万4千円)
所得基準額	245万5千円	274万3千円	312万0千円	368万0千円	405万2千円

※7人世帯以上は6人世帯の所得基準額に1人増すごとに48万8千円を加えた額

※上段：(給与所得者の収入額) はめやすであり、認定基準は下段：所得基準額となります。

事情を明らかにする書類（すべてコピーで可）※世帯全員の状況が証明できること。	証明書の発行場所
--	----------

4月～5月に申請する場合（①～③のいずれかのコピー）

※①で提出ができない場合、②または③を提出してください。ただし、所得額や所得控除額等により、確定申告をする必要がない場合があります。その場合は、市民税県民税申告をして③を提出してください。

①平成25年分 給与所得の源泉徴収票

1年間のすべての所得額が1枚でわかる場合のみ、源泉徴収票で提出できます。

「給与所得控除後の金額」の項目が「所得額」となります。

1枚ではわからない場合や、源泉徴収票をおひとりで2枚以上お持ちの方は、②または③を提出してください。（「公的年金の源泉徴収票」と「給与所得の源泉徴収票」の2枚の場合はそのまま提出できます。）

※「給与所得控除後の金額」欄に金額の記載のないものは年末調整が済んでいないため受付できません。②または③を提出してください。ただし「支払金額」が103万円以下で「中途就・退職」が空欄で他に収入がない場合は除く。

※「中途就・退職」欄に就職年月日の記載がある場合

「摘要」欄に前職の支払金額が記載されていることが必要です。記載がない場合または就職前は無職だった方は、②または③を提出してください。ただし、平成25年3月に高校卒業後、平成25年4月1日に就職された方は、平成25年12月までお勤めであれば、源泉徴収票で提出できます。

※「中途就・退職」欄に退職年月日の記載がある場合 ①では受付できません。②または③を提出してください。

※「報酬、料金、契約金及び償金の支払調書」では受付できません。

勤務先

②平成25年分 所得税の確定申告書（控）

※第1表・第2表ともに提出してください。

※税務署の受付印が押された申告書の（控）が必要です。電子申告の場合は、受信通知を添付してください。

受付印がない場合、後日所得の状況についてお尋ねすることがあります。

税務署へ提出したものの控

③平成26年度分 市民税県民税申告書

※「証明書」ではなく「申告書」です。

※原本は市税事務所等に提出し、コピーを学校に提出してください。

窓口に提出すると、原本は手元に残りません。提出する際にコピーを取ってください。

市税事務所・出張所・区役所・支所の税務窓口へ提出したもの

6月以降に申請する場合（④～⑥のいずれかのコピー） ※①～③は受付できません。

④平成26年度（平成25年分所得）市民税県民税証明書

市税事務所・出張所・区役所・支所の税務窓口

⑤平成26年度 市民税県民税納税通知書 及び 課税明細書（両方提出してください。）

市税事務所から郵送

⑥平成26年度 給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定通知書

勤務先で配布

4. 支給内容

	1回目(4~8月分) 6月1日頃支給	2回目(9~12月分) 9月25日頃支給	3回目(1~3月分) 1月25日頃支給	合計額等
学用品費等	小学校1年 5,550円	4,240円	3,180円	12,970円
	小学校2~6年 6,520円	4,960円	3,720円	15,200円
	中学校1年 10,420円	8,080円	6,060円	24,560円
	中学校2・3年 11,320円	8,840円	6,630円	26,790円
入学準備金	小1 20,470円 中1 23,550円			4月から就学援助を受けている児童生徒に支給
学校給食費	全学年	学校長から給食実施機関に支払い（直接に支給はされません。） 中学校でスクールランチ実施校は、実際に飲食した金額を支給 4月分は6/1頃、3月分は3月末、その他の月は翌月25日頃支給		実費額
野外活動費	小5・中2	実施時点で就学援助を受け、野外活動に参加した児童生徒に支給 支給は実施後（通常2~3ヶ月後になります。）		実費額
修学旅行費	小6・中3	実施時点で就学援助を受け、修学旅行に参加した児童生徒に支給 支給は実施後（通常2~3ヶ月後になります。）		実費額
通学交通費		特別な教育的配慮により、小学校4km以上・中学校6km以上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に実費を支給（特別支援学級への通学については、通学距離を問いません。）支給月は7月、9月、1月		
学校病医療費		学校の指示で治療した学校病の治療費を、学校長から医療機関に支払い（直接に支給はされません。）		
食物アレルギー管理指導費	全学年 (給食実施校)	アレルギー対応給食について医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要 4、5月分は6/25頃、その他の月は翌月25日頃支給		実費額 (限度額3,000円)

※生活保護受給世帯については、修学旅行費と学校病医療費に限り、就学援助の対象となります。他の費目は生活保護の対象であり、社会福祉事務所（区役所民生子ども課）から支給されます。

※学校病とは、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病です。治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。
なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。

※支給時期は、若干ずれることがあります。

※保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象となっているものについて未納が生じた場合、口座振替の申し込みがされていても、学校に支払う場合があります。

※食物アレルギー管理指導費は、保護者口座への直接振込みではなく、学校を通じて支払います。

※振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。

5. Q&A

Q1：就学援助を受給したいのですが、他の子に知られたりしませんか？

A1：就学援助に関する情報は個人情報のため、他人に知られることのないように事務処理を行います。
また、就学援助の受給していることが他の児童生徒に知れることのないように配慮します。

Q2：平成25年中の所得は基準額を超過していますが、最近失業し、学用品費等の支払に困っています。
この場合就学援助を受けることはできますか？

A2：生計を維持している方の傷病や失業（解雇、倒産）といったやむを得ない事情により収入が激減した場合、平成25年中の所得が基準額を超過していても配慮する場合があります。この場合、学校へ相談していただくことになります。なお、自己都合、定年による退職は、原則としてやむを得ない事情となりません。

Q3：ひとり親家庭で就学援助を受けていましたが、就学援助認定後に再婚をしました。この場合、就学援助の支給はどうなりますか？

A3：再婚等により世帯に新たな構成員が加わった場合、いったん就学援助の支給を停止します。引き続き就学援助を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請していただきます。世帯構成に変更が生じた場合は、すみやかに学校に連絡してください。

離婚等により世帯の構成員が減った場合については、就学援助の支給を引き続き行います。

就学援助のお知らせ

春日井市教育委員会

春日井市教育委員会では、経済的な理由によって市立小中学校への就学が困難なお子さんの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

1 援助対象

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)
 - (2) 経済的に困窮している方(準要保護)
- (2)に該当する保護者の所得制限は、概ね次表のとおりです。

表1 所得制限の目安(平成26年4月1日現在)

家族 人数	家族構成の例	平成25年の年間所得額 (世帯全員の合計)
2人	父又は母・子(小4)	約190万円
3人	父母・子(小4)	約250万円
4人	父母・子(中2)・子(小4)	約320万円
5人	祖父又は祖母・父母・子(中2)・子(小4)	約370万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額または確定申告書の所得金額の合計)-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除で算出します。

※生活保護基準額の1.2倍を基に算出しています。基準額の変更時には、この金額も変更されます。

※この目安は、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。

(表1は祖父母65歳、父母36歳、賃貸住宅に居住していることを条件とし、算出したものです。)

2 申請方法

- (1) 申請期限及び支給開始日(※3月に継続申請をされた方は、再度申請する必要はありません。)

	期限	認定された場合の支給日
初回受付分	平成26年5月2日(金)まで	第1学期初日から
随时受付分	初回受付分の提出日以降随时	申請書を受け付けた月の1日から

※「支給開始日」は、第1学期の初日以降に転入した時や、失業などで申請事由が発生しているときにはその日となります。また、申請事由の発生日が当該月の1日以降のときはその日とします。

- (2) 提出先 お子さんが就学する学校

小学校・中学校の両方に就学している場合は、中学校へ提出してください。

- (3) 申請書類

ア 就学援助費受給申請書(兼世帯票)(第1号様式) ※1世帯につき1枚の申請です。

イ 添付書類 ※生活保護を受けている方は不要です。

表2 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し など契約者と家賃の金額を確認します。
②	所得を未申告の人又は平成26年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。平成26年1月2日以降に春日井市に転入した方は、前住所地の市町村で交付される平成26年度課税(平成25年中)の所得(課税)証明書の写しを提出してください。
③	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	雇用保険受給資格者証の写し(失業の場合)、給与明細(収入状況激変の場合)、申立書(証明書類がない場合、任意様式) 所得状況の変化を確認します。

3 援助費の内容

援助費目	小学校			中学校		支給時期
学用品費	学年	1・2期分	3期分	学年	1・2・3期分	6月、10月、2月
	全年	各3,810円	3,800円	全年	各7,440円	
校外活動費 (宿泊なし)	全年	2,200円(限度額)		全年	3,300円(限度額)	
校外活動費 (宿泊あり)	全年	4,000円(限度額)		1年 2年	2,000円(限度額) 12,000円(限度額)	随時
修学旅行費	6年	25,000円(限度額)		3年	57,290円(限度額)	
新入学児童生徒 学用品費	1年	20,470円		1年	23,550円	
学校給食費	全年	230円／1食		全年	265円／1食	
医療費	医療機関へ直接支払います(ぎょう虫駆除薬代を除く)。					9月から随時

注意

- ① 要保護の世帯は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ支給します(その他は、生活保護費から支給されます)。
- ② 「修学旅行費」及び「校外活動費(宿泊あり、宿泊なし)」については、上記の金額を限度とし、学校からの実績報告に基づいて支給します。
- ③ 「学校給食費」については、認定後、直接学校給食課へ振り込みます(認定後は、保護者口座からの給食費引落しが止まりますが、手続き上やむを得ず引き落とした場合には、当該認定分を別途支給します)。
- ④ 「医療費」の対象は、う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等指定された疾病に限ります。

4 その他

- (1) 就学援助費は後払いです。学校で必要な費用は、先に支払うようにしてください。
- (2) 学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当することができます。
- (3) 生活保護が開始又は廃止されたときや、世帯の状況に変化があったときは、学校に連絡してください。
- (4) 認定期間は、年度末(3月31日)までです。翌年度も引き続き援助を希望する場合は、学校からの案内にしたがって継続申請をしてください。

制度の内容及び提出の方法に関する問い合わせ先
 春日井市教育委員会 学校教育課
 (電話85-6442)
 又は お子さんが就学する学校



©Kasugai City 2008
 書のまち春日井「道風くん」

保護者のみなさまへ

平成26年度就学援助制度のお知らせ

経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に、学校でかかる費用（学用品費や学校給食費など）の一部を援助する制度があります。

1 援助の対象

碧南市に住所があり、次の（1）～（7）のいずれかに該当し、生活保護家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合です。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止 又は 廃止を受けた世帯
- (2) 市民税の非課税世帯 又は 市民税の減免を受けた世帯
- (3) 固定資産税の減免を受けた世帯
- (4) 国民年金の掛金の減免を受けた世帯
- (5) 国民健康保険料の減免 又は 徴収の猶予を受けた世帯
- (6) 児童扶養手当の支給を受けた世帯
- (7) 保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる世帯

※ その他、特別な事情により受給を希望される方は学校長へお申し出ください。

2 援助の内容

- (1) 学用品費・通学用品費 (2) 校外活動（遠足）費 (3) 学校給食費（実費）
- (4) 新入学用品費（4月中に認定された小学校1年・中学校1年のみ）
- (5) 修学旅行費（小学校6年・中学校3年のみ）

3 申請の手続き

受給を希望される方は就学援助受給申請書に必要事項を記入、押印しご提出ください。

- (1) 窓口 通学する小中学校 または 碧南市教育委員会庶務課

※申請は隨時受け付けますが、申請月から援助開始となるため、
月割りで計算された支給額になります。（満額支給にはなりません）

【問合せ 各小中学校または碧南市教育委員会庶務課 TEL(0566)41-3311 内線503】

※申請の注意点

平成26年度所得（平成25年1月から12月分所得）で認定審査を行います。所得の不明な方は審査することができないため、市・県民税の申告を必ず済ませてください。収入がない場合でも申告が必要です。
ただし、家族の税法上の扶養に入っている方、所得税の申告をする方や給与所得のみで年末調整が済んでいる方は申告の必要はありません。詳しくは税務課市民税係にお問い合わせください。

就学援助制度

第2回

- 教育の機会均等を実現し、義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由で就学困難な児童や生徒の保護者に対する援助を行う制度があります。
- 対象 次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人
- ・生活保護が停止または廃止された人
 - ・市民税が非課税または減免された人
 - ・個人事業税または固定資産税が減免された人
 - ・国民年金の掛け金が免除または国民健康保険税が減免された人
 - ・児童扶養手当が支給された人
 - ・生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた人
 - ・その他経済的に困っている人
- 問合せ 学校教育課学級教育チームTEL
47-61209(直通)、または各小中学校

【就学援助制度】

教育の機会均等を実現し、義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由で就学困難な児童や生徒の保護者に対して援助を行う制度です。

該当すると思われるご家庭は、市教育委員会または学校にご相談ください。

* 「広報とこなめ」にも同様に紹介されています。

1 対象

次の各項のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人

- (1) 生活保護が停止または廃止された人
- (2) 市民税が非課税または減免された人
- (3) 個人事業税または固定資産税が減免された人
- (4) 国民年金の掛金が免除または国民健康保険税が減免もしくは徴収を猶予された人
- (5) 児童扶養手当が支給された人（停止されている場合を除く）
- (6) 生活福祉資金の貸付を受けた人
- (7) 失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者の人
- (8) その他経済的に困っている人

2 援助の内容（平成25年度実績）

- (1) 学校給食費 1食分 230円×実食数
- (2) 新入学学用品費(1年生入学時) 19,900円
- (3) 学用品費 年間 12,600円（月 1,050円）
- (4) 修学旅行費(6年生) 15,000円

3 援助費の支給方法

- (1) 学校給食費は、教育委員会から直接給食センターの支払に充てられます。
- (2) 学用品費等は、教育委員会から直接学費振替口座に振り込まれます。

4 問い合わせ先

常滑市教育委員会学校教育課 TEL 0569-47-6129

常滑西小学校 TEL 0569-35-2104 (担当 早川)

就学援助制度のお知らせ

知多市教育委員会

知多市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由で就学費用の支出が困難な方に対し、学校でかかる費用の一部を市が援助費として支給する制度です。援助を必要とされる方は、下記により申請してください。

援助の内容 （以下の費目について、援助が受けられます。）

- ◇ 給食費 … 認定日以降の分を現物（給食）支給
- ◇ 学用品費等 … 教材費等として支給（定額）
- ◇ 新入学学用品費 … 小1・中1で、4月中に認定を受けた方へ支給（定額）
- ◇ 修学旅行費 … 行事参加者へ支給（上限あり）
- ◇ 校外活動費 … 林間学校等で必要となる交通費、見学料（上限あり）
(宿泊を伴うもの)
- ◇ 医療費 … 学校健診で、学校指定病（虫歯など）と診断された場合に、その治療に必要な医療券を交付（知多市内の医療機関で使用可能）

※ 給食費、医療費以外の援助費については、費用の全額を援助するものではありません。

※ 就学援助を受けている期間は、学校徴収金のうち給食費分については支払いが不要となります。（学年費等は、引き続き支払いが必要です。）

援助の対象者 （以下のいずれかに該当し、知多市教育委員会が認定した保護者が対象です。）

【要保護】

- ①：生活保護を受けている。

【準要保護】

- ②：生活保護が停止または廃止された。
- ③：市民税が非課税または減免された。
- ④：個人事業税または固定資産税が減免された（新築による減免を除く）。
- ⑤：国民年金の掛金が減免または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥：児童扶養手当が支給された。
- ⑦：生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑧：職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨：①～⑧以外（経済的理由など）で、就学費用の支出が困難であると知多市教育委員会が認定した場合。

※ 要保護の場合は、生活保護で支給されない修学旅行費、医療費のみを支給します。

申請手続きについては次ページへ →

申請手続き (申請する方は、以下の書類を提出してください。)

- ◇ 就学援助費受給申請書（兼世帯票・委任状）
- ◇ 各申請理由について必要な添付書類 [3ページを参照 →](#)

[提出先] 児童生徒が在籍する小中学校または学校教育課（市役所2階）

受付期間 (申請の時期により、以下の期間に申請をしてください。)

- ◇ 次年度当初申請 (平成26年4月1日～の分)

在校生がいる保護者………… 平成26年2月17日(月) ~ 平成26年2月28日(金)

小学校新1年生のみの保護者… 平成26年4月 7日(月) ~ 平成26年4月15日(火)

※ 申請は年度ごとに必要です。現在既に就学援助を受給中で、次年度も引き続き受給を希望される方は、必ず上記期間中に申請書を提出してください。

- ◇ 年度途中申請

申請は隨時受け付けます。

認定された場合は、申請書類が不備なく提出された日を援助の開始日とし、援助費は月割り（給食費のみ日割り）計算によって支給します。

長期休業日中の申請の場合は、援助の開始日は休業明けの始業日となります。

支給の方法・時期

(1) 支給の方法

申請書で指定された口座へ、銀行振込にて支給します。

(※ 『学校長へ委任』を指定された場合は、学校指定口座へ振り込みます。)

[委任について]

『学校長へ委任』を指定された場合、就学援助費は学校指定口座へ振り込み、学校で精算して不足分の請求等をしますので、請求があった場合は速やかにお支払いください。

(2) 支給の時期

	1学期分	2学期分	3学期分
給食費	現物（給食）を支給		
学用品費等	7月	12月	3月
新入学学用品費	6月（年間1回のみ支給）		
校外活動費（宿泊あり）	行事実施後に支給		
修学旅行費	行事実施後に支給		
医療費	知多市内の医療機関で使える医療券を1学期中に交付		

各申請理由について必要な添付書類

申請理由	必要な添付書類
①:生活保護を受けている	不要
②:生活保護が停止または廃止された	不要
③:市民税が非課税または減免された	市民税課税（非課税）証明書（※1）（※2）
④:個人事業税または固定資産税が減免された（新築による減免を除く）	減免通知書等の写し
⑤:国民年金の掛金が減免または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し または国民健康保険税決定・更正決議書の写し（※2）
⑥:児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書の写し
⑦:生活福祉資金の貸付を受けた	貸付の決定通知書の写し
⑧:職業安定所登録日雇労働者である	登録がわかる書類の写し（※2）
⑨:①～⑧以外（経済的理由など）	前年中の所得がわかる書類（以下のいずれか）（※2）（※3） (ア) 確定申告書（本人控え）の写し (イ) 源泉徴収票の写し (ウ) 市民税課税証明書（※1） (エ) 市民税・県民税申告書の写し ※ 前年中に収入がない方（専業主婦の方など）は(エ)を提出してください。配偶者控除がある場合も必要です。

※1 当該年度の6月1日以降の申請に限り有効です。

※2 児童・生徒・学生等を除いた世帯全員分が必要です。

※3 次の条件を全て満たす場合は、提出は不要です。

- ◇ 申請する前年度の1月1日時点で知多市に住所がある方
- ◇ 税の申告がお済みの方
- ◇ 当該年度の6月1日以降に申請する方

添付書類のサンプルを、申請書裏面に掲載しております。

[市民税・県民税申告書の写しの取得手順]

- (1) 稅務課窓口（市役所1階）で「市民税・県民税申告」を行ってください。
(※ 必要なもの等は税務課へお問い合わせください。)
- (2) 申告の際、「申告書の控えが必要です。」と税務課職員に申し出て、指示に従ってください。
(※ 申告書を提出してしまうと、控えはとれませんので必ず申し出てください。)

税務課 市民税担当 電話 0562-33-3151 （内線 228）

次年度当初申請（平成26年4月1日～分の申請）をされる方へ

次年度当初分の申請の際は、以下の点にご注意ください。

◇ 以下の理由については申請時点では未確定の為、申請の理由にすることはできません。

- ・③「市民税が非課税または減免された。」
- ・⑤のうち「国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。」

◇ 以下の書類は、添付書類として使用することはできません。

- ・「市民税課税（非課税）証明書」などの市町村役場で発行される証明書

◇ 申請理由⑨の場合、前年中に収入がない方（専業主婦の方など）については、以下の書類を添付してください。（※ 配偶者控除がある場合も必要です。）

- ・市民税・県民税申告書の写し（※ 取得手順は3ページを参照）

注意事項（必ずお読みください。）

※1 申請理由⑨で所得を証明する書類を提出した場合において、平成26年度の市県民税額の決定にかかる所得が認定基準額を超えていた際は、当初の認定を取り消すことがあります。

※2 申請書類は正確な内容で記入してください。誤りや虚偽の記述等が判明した場合は、申請日にさかのぼって認定を取り消し、援助費を返納していただくことがあります。

※3 認定後、就学援助費で支払いがなされる学校徴収金に未納が生じた場合は、振込先を学校指定口座へ変更し、それ以降は「学校長へ委任」扱いとさせて頂く場合があります。

その他、ご不明な点などがありましたら、学校教育課へお問い合わせください。

知多市教育委員会学校教育課 学校支援チーム 電話 0562-33-3151（内線306、339）

平成 26 年 4 月

保護者のみなさんへ

岩倉市教育委員会

就学援助制度について

市では、経済的理由で小中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費等を援助する制度を設けています。

■ 対象

生活保護世帯以外の世帯の児童・生徒の保護者で就学援助基準に該当し、かつ、経済的にお困りの人

■ 就学援助基準

- ①生活保護が停止または廃止された人
- ②市民税が非課税または減免された人
- ③個人事業税または固定資産税が減免された人
- ④国民年金保険料の掛金が免除（全額）または国民健康保険税が減免された人
- ⑤児童扶養手当が支給された人
- ⑥生活福祉資金の貸付を受けた人
- ⑦失業対策事業適格者手帳を持っている日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
- ⑧①から⑦以外の人で、特別な事情で経済的にお困りの人

■ 問合・申請先

岩倉市役所 6 階

岩倉市教育委員会 学校教育課

直通電話 38-5818

平成26年 4月 1日

対象保護者様

豊明市教育委員会

平成26年度 就学援助における医療費について
(学校保健安全法 第24条)

このことについて、学校で行う健康診断の結果、治療の指示を受けた場合に、その疾病の治療にかかる費用の補助を行っています。なお、この制度は、医療費の保護者負担分を援助する制度であるため、子ども医療制度等で医療費負担がない場合には対象となりません。

1 対象となる疾病（学校保健安全法施行令第8条に定める疾病）

- (1) トロコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び膿瘍疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) 齫歯（むし歯）
- (6) 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

※6月くらいまでに学校にて実施される健康診断の結果、学校より治療の指示を受けた方が対象になります。風邪や腹痛等については対象となりません。

2 申請方法

医療費の援助を受ける場合は、病院に行く前に学校教育課にて医療券を受け取り、病院へ持参する必要があります。以下のものをご用意のうえ学校教育課までおこしください。

3 医療券の発行にあたって必要なもの

- (1) 学校より治療の指示を受けた「検診結果のお知らせ」
- (2) 治療を受けたい病院（歯科・医院）の連絡先がわかるもの。（診察券等）

4 医療券発行期限

平成26年7月末日（土・日曜日、祝日を除く）

問合せ先 豊明市教育委員会 学校教育課 電話：92-8316

平成26年 4月 1日

平成26年度 小中学生に対する就学援助制度について

豊明市教育委員会

豊明市では、経済的な理由等により生活が困窮している家庭の児童生徒に対して就学援助を実施しております。就学援助制度とは、児童生徒が学校において必要な学用品費、学校給食費及び修学旅行費等を援助する制度です。

1 対象となる家庭（お子さまを小中学校へ通学させている家庭の保護者）

- (1) 生活保護を受けている方 → (※申請書の提出は必要ありません。)
- (2) 生活保護に準ずる程度に困窮している方

収入（月額）が生活保護基準額の1.2倍以下の世帯

認定基準収入金額（上限）の目安		
世帯人数	世帯構成	月収
2名	母(39歳), 子(9歳)	およそ 165,000 円
3名	母(39歳), 子(9歳), 子(6歳)	およそ 217,000 円
3名	父(39歳), 母(39歳), 子(9歳)	およそ 188,000 円
4名	父(39歳), 母(39歳), 子(9歳), 子(6歳)	およそ 234,000 円
5名	父(43歳), 母(43歳), 子(13歳), 子(10歳), 子(7歳)	およそ 287,000 円
6名	父(43歳), 母(43歳), 祖母(69歳), 子(13歳), 子(10歳), 子(7歳)	およそ 326,000 円

※モデルケースなので、年齢や住宅状況によって収入基準が異なります。上に示す金額より月収が多くて認められる場合も、月収が少なくて認められない場合もあります。また、基準金額は生活保護基準額の改定により、年度によって変わります。

2 申請方法

市役所学校教育課で申請の受付をします。下記の書類等をご用意のうえ持参してください。（申請書は学校教育課にあります。）

3 申請に必要なもの（書類は職員がコピーした後、返却します。）

- (1) 最近3ヶ月分の給与明細票または平成25年分給与所得の源泉徴収票
※同居している方の中に以下に該当する方がいる場合
 - ・年金（障害者・遺族年金を含む）を受給している方は年金振込通知書
 - ・お仕事を辞めて求職中の方は、以下のいずれかの書類
雇用保険受給資格者証、求職中であることのわかるもの（ハローワークカード等）、離職証
 - ・病気等により働くことができない方は医師等が発行する診断書
- (2) 銀行・信金・農協等の通帳（就学援助費振込先）
- (3) 印鑑（認印でよい）
- (4) 借間、借家等の方は、賃貸借契約書
- (5) 以下に該当する方は通知書等証明書類
 - ・生活保護が停止または廃止された方
 - ・市民税が非課税または減免された方
 - ・固定資産税または個人事業税が減免された方

- ・国民年金掛金が免除された方
- ・国民健康保険税が減免または減額された方
- ・児童扶養手当が支給された方
- ・生活福祉資金の貸付けを受けている方

4 支給内容

(単位：円)

	学年	学用品費等	給食費	修学旅行費	校外活動費	医療費
小学校	1年	年額 20,340	実費	(6年生) ※実施時点で認定されている方	(5年生) 実費	学校保健安全法による疾病に限る。 (自己負担相当額)
	2～3年	年額 22,510		実費	実費	
	4～6年	年額 25,140			(交通費に限る)	
中学校	1年	年額 62,030	実費	(3年生) ※実施時点で認定されている方	(2年生) 実費	※詳細は別紙
	2～3年	年額 64,200		実費	実費 (交通費に限る)	

新入学用品費（4月時に認定されている方）

小学校1年生	19,900円	中学校1年生	22,900円
--------	---------	--------	---------

※上記の金額は予定額であるため、変更される場合があります。

※年度途中に認定された場合、学用品費等は年額支給額をその認定月から月割計算した額を支給します。なお、給食費は申請日から実食数を支給します。

※援助費は各学期末にまとめて支給します。学校納付金については、認定された後も引き続きご自分で納めてください。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

5 支払方法

費目	支払方法	支給対象者
学用品費等	年3回に分けて支給。1学期分を8月末、2学期分を翌年1月末、3学期分を翌年3月末までに振込	保護者
給食費	5月末に振込	保護者
新入学児童生徒学用品費	金額確定後にその都度振込	保護者
修学旅行費	治療代確定後に自己負担相当額を病院へ振込	医師等

6 その他

- 就学援助の認定審査は年度ごとに実施しますので申請は毎年行う必要があります。また、認定後に世帯状況が変わる（保護者変更、再婚、転居・転出、就職等）場合には速やかに学校教育課へご連絡ください。
- 認定後、学校納付金に未納が発生する場合などは学校口座へ委任払いとさせていただくことがあります。

問合せ先 豊明市教育委員会 学校教育課 電話：92-8316

平成26年度 就学援助のお知らせ

あま市

あま市では、お子さんをあま市立小・中学校へ通学させるのに、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品など就学に必要な経費の一部を援助しています。

援助を希望される方は、次の事項を参考に申込み期間内に申請手続きを行ってください。

なお、平成25年度に援助を受けられた方で、平成26年度も引き続き援助を希望される方も必ず申込み期間内に申請手続きを行ってください。

援助を受けることができる家庭

あま市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、あま市教育委員会が支給の必要があると認めた家庭

番号	申請理由	添付書類等（コピー可）
1	生活保護を受けている (生活保護の教育扶助に該当しない修学旅行費のみを支給)	不要
2	生活保護が停止又は廃止された	保護決定通知書（停止・廃止）当該年度
3	市民税が非課税又は減免されている (同一生計世帯員全員)	市県民税課税証明書（前年度及び当該年度） 前年度及び当該年度の1月1日時点であま市に住民票があり、所得申告が済んでいる方は提出の必要はありません。
4	個人の事業税又は固定資産税が減免されている	減免決定通知書
5	国民年金保険料が全額免除されている（同一生計世帯員全員）	国民年金保険料免除承認通知書（全額免除のみ）
6	国民健康保険税が減免されている（減額は該当しません）	減免決定通知書
7	児童扶養手当の支給を受けている（児童手当は該当しません）	児童扶養手当証書
8	生活福祉資金の貸付を受けている	貸付決定通知書
9	その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる (同一生計世帯員全員)	市県民税所得課税証明書（当該年度） 当該年度の1月1日時点であま市に住民票があり、所得申告が済んでいる方は提出の必要はありません。 その他要件用紙（経済的に困窮している状況の詳細を記入） 賃借住宅の方は、契約者、家賃、契約期間のわかる書類の写し ※民生委員の家庭訪問や追加資料（源泉徴収票や申告書の写し等）が必要な場合があります。

申込み期間等

- ①申請書……………本庁舎学校教育課、七宝庁舎・甚目寺庁舎の市民サービスセンターの窓口に用意しております（市ウェブサイトからもダウンロードできます。）。
- ②申込み期間及び時間……平成26年4月1日（火）～平成26年5月30日（金）（土日祝は除く）
午前8時30分～午後5時15分
※申込み期間後も随時、申請は受付けます。
- ③お持ちいただくもの……認印（スタンプ型は不可）
上記申請要件を証明できるもの
振込先口座のわかるもの

注意事項

- ①所得申告が必要です。未申告の方は所得申告をしてください。
- ②認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。
- ③申込み期間後も随時申請は受付けますが、認定された場合でも、認定月からの月割支給になります。
- ④世帯状況の変更や提出された書類に誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消し、既に受け取られた就学援助費の返還をしていただくことがあります。

問い合わせ先

ご不明なございましたら、

あま市木田戌亥18番地1（本庁舎）

あま市教育委員会 学校教育課 TEL 444-0902までお尋ねください。

保護者のみなさんへ



平成26年度 大治町 ～就学援助についてのお知らせ～

大治町では、経済的な理由によりお子さんを町立の小・中学校へ就学させるのにお困りの保護者の方に、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。

★ 援助の対象となる経費

- ① 学校給食費
 - ② 学用品・通学用品費
 - ③ 校外活動費（参加時に認定を受けていること）
 - ④ 新入学児童生徒学用品費（4月に認定を受けた新小・中学1年生のみ）
 - ⑤ 修学旅行費（参加時に認定を受けていること）
- * お子さんの学年により、対象経費・支給額は異なります。
* 援助であり、免除ではありません。認定を受けた場合でも学校給食費等は納付してください。

★ 申請書・提出先

- ・ 申請書・・・本業内を切り取ってご使用下さい。
- ・ 提出先・・・証明書類等を添えて、在籍の学校へ提出してください。
(内容確認後に本人控えをお渡しします。1週間以上経過しても控えが届かない場合は、必ず学校へ問い合わせください)

★ 申請期間

4月から認定を受けようとする方の申請期限	平成26年4月25日（金）
----------------------	---------------

上記申請期間についても、平成27年2月27日（金）まで随時受け付けています。
原則毎月第4金曜日で締め切り、申請された月の月末に認定審査を行います。
認定された場合の支給は、翌月からの月割り支給となります。

★ 援助を受けられる対象要件

大治町立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者で、下記対象要件のいずれかに該当していること。

番号	対象要件	対象要件の状況を証明できる書類
①	生活保護法に規定する要保護者 修学旅行費のみ支給	※世帯全員の状況が証明できることが必要です。 証明書不要
②	児童扶養手当の支給を受けている 児童扶養手当の受給者とその支給対象児童生徒のみの世帯であること。	★児童扶養手当証書の写し (支給が確認できる頁)

★ 平成26年度 町民税・県民税所等課税証明書 (6月2日以降に、役場税務課にて交付を受けられます。) ※被扶養者を除く全員分の証明書が必要です。
<証明書提出方法> 【5月31日までに申請する場合】 ① 申請書のみ学校へ提出 ② 6月2日から6月30日までに証明書の交付を受け学校または役場へ提出 ※証明書が6月30日までに提出されない場合は、証明書が提出された日を受付日とします。

◇ 申請時に申請する場合 申請書、証明書を同時に提出
※平成26年1月2日以降に本町へ転入された方は、前住所地で発行を受けてください。

★ 記載の特別な事情を証明する書類(特別な事情による申請の場合のみ)

★ 申請にあたっての注意事項 【以下は重要事項です！必ずご確認ください！】

◇ 書類不備が発覚した場合 →いったん申請書を返却し、証明書類等が揃うままで審査を延期します。
1. 申請書記載の世帯員のうち、1名でも対象要件、所得状況が不明の場合は書類不備となります。

2. 最初の提出日までさかのぼません。
3. 役場学校教育課より連絡する場合があります。

◇ 同居の家族がいる場合

→二世帯等で居住している場合、世帯の別に離わらず同居とみなして審査します。
【例外】別世帯であることを証明する書類を提出していただければ、別世帯として審査いたします。

1. 申請書記載の世帯員のうち、1名でも対象要件、所得状況が不明の場合は書類不備となります。
→光熱水費（電気・ガス・水道）の請求書の写し等（二世帯分）
（同居の状況によって書類が異なりますので、事前に学校教育課へご相談ください。）

就学援助認定申請書

記入例

就学援助認定申請書

大治町長 謹
下記の内容を承諾したうえで、平成〇〇年度の就学援助受給の申請をいたします。

① 認定の審査に必要な範囲で大治町が保有する税等の関係情報を調査し利用することを承諾します。

- ② 就学援助が認定された場合、就学援助費は下記の振込口座へ振り込んでください。なお、学校への納付金に未納のある場合は、別の方法による支給となつても異議ありません。

(1)

申請日	(平成〇〇年〇月〇日)									
住所	新大治町大学〇〇〇字〇〇〇番地の〇〇									
電話番号	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇									
姓	フリガナ	氏名	性別	年	月	日	生年月日	年	月	日
姓	大治	太郎	男	5	4	5	フリガナ	続柄	生年月日	性別
姓	オオハル	タロウ	女	4	3	2	氏名	配偶	年	月
姓	大治	花子	妻	3	19	3	夫名	被扶養者	月	日
姓	オオハル	ハナコ	父	3	3	男	無職	年	日	生年月日
姓	大治	○○	母	5	1	男	(年金有)	学校名又は 勤務先	年	月
姓	オオハル	▲▲	長女	4	2	女	大治小学校	学年	月	日
姓	大治	▲▲	長男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓	オオハル	ロロロロ	次男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓	大治	ロロロ	三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			二十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			三十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			四十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			五十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			六十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			七十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			八十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			九十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百二十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十一男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十二男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十三男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十四男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十五男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十六男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十七男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十八男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百三十九男	5	1	男	大治小学校	姓	月	日
姓			一百四十男	5	1	男	大治小学校	姓		

東浦町就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、東浦町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者は、東浦町に住所を有し東浦町立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する被保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「準要保護者」という。）をいう。ただし、第1号から第6号までについては、前年度又は当該年度において当該各号の措置を受けた者とする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- (2) 東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号。以下「税条例」という。）第26条に基づく市町村民税の非課税又は同条例第49条に基づく市町村民税の減免を受けた者
- (3) 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税又は税条例第65条に基づく固定資産税の減免を受けた者
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免を受けた者
- (5) 東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）第13条に基づく国民健康保険税の減免又は同条例第15条に基づく徴収の猶予を受けた者
- (6) 愛知県生活福祉資金貸付制度要綱による生活福祉資金の貸付けを受けた者
- (7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第236号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
- (8) 次のいずれかに該当し、かつ、前年の所得又は当該年中の所得の見込額が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4に定める額に同令第4条で規定された控除額を加えた所得限度額以下のもの
 - ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - エ 学校納付金の納付状態が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している児童又は生徒の保護者で生活状態が悪いと認められる者
 - オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童又は生徒の保護者

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次に掲げる費目について予算の範囲内で援助することとし、支給額は、毎年教育長が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（泊を伴わないもの）

児童又は生徒が学校外に教育に場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(2) 校外活動費（泊を伴うもの）

児童又は生徒が学校外に教育に場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(3) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(4) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(5) クラブ活動費

中学校において、特別活動としてのクラブ活動の時間に柔道、剣道、スキー又はスケートを行うために必要な用具の購入費

(6) 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされている用具又はその購入費

(7) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き等）又はその購入費

(8) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(9) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助受給者には、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号の費目、同法第 15 条の規定による医療扶助受給者には、第 8 号の費目については支給しない。

（援助の申請）

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、

就学援助費受給申請書・就学援助費受給現況確認書（様式第1号。以下「申請書」という。）に証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

（援助の認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査し、認定の可否を決定する。

（認定等の通知）

第6条 教育委員会は、当該保護者に係る児童又は生徒の就学援助の認定、却下又は取消を決定した場合は、就学援助費受給認定（却下・取消）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により保護者に通知するものとする。

（就学援助費の支給方法）

第7条 就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が要保護者等から援助費の受領等について委任を受けた場合においては、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で要保護者等に直接支給するものとする。

（援助額及び支給の時期）

第8条 援助費の支給時期は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学用品費、通学費、クラブ活動費及び体育実技用具費 7月、11月、3月
- (2) 校外活動費（泊を伴うもの） 終了後随時
- (3) 修学旅行費 終了後随時
- (4) 新入学児童生徒学用品費 5月
- (5) 医療費 随時
- (6) 学校給食費 随時

2 前項の規定にかかわらず、必要な場合は、その都度支給するものとする。

（年度途中の認定）

第9条 転入学又は災害や不時の事態により年度の中途において就学援助の認定を必要とするものについては、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定を行うものとする。

（現況確認）

第10条 就学援助を受けている保護者は、家族の状況の確認のため毎年度教育委員会が定める日までに申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があった場合、教育委員会は、第2条に該当するか確認の上、6月末日までに継続して認定するかの可否を決定し、通知書により保護者に通知するものとする。

（認定の取り消し）

第11条 教育委員会は、要保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、通知書により就学援助の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する援助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の申請をしたとき。

(3) 学用品費等の滞納があったとき。

(援助費の返還)

第 12 条 援助費は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認めた場合においてはこの限りではない。

(証拠書類の整備)

第 13 条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあっては医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行して、改正後の第 5 条、第 6 条 2 項及び 10 条の規定は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条、第10条関係）

就学援助費受給申請書
就学援助費受給現況確認書

年　月　日

東浦町教育委員会

申請者（保護者）氏名 _____ 印 _____
TEL () _____

就学援助費の受給のため、必要書類を添えて申請します。

保護者 住所	東浦町大字　　字		児童生徒	学校名	学年・組	氏名
家庭状況 児童生徒本人を含む	氏名	続柄	生年月日	職業又は在学名		所得年額
			年　月　日			

家庭状況欄には同一敷地内（ひとつ屋根の下）に居住する方全員を世帯として記入してください。（世帯分離していても所得算定対象となります。）

生活状況 該当する番号1つに○をつけてください。

- (1) 生活保護が停止又は廃止された。 (年　月　日)
- (2) 町民税が非課税又は減免された。 (年度)
- (3) 個人事業税又は固定資産税が減免された。 (年度分)
- (4) 国民年金の掛金が減免された。 (国民年金番号)
- (5) 国民健康保険税が減免等された。 (保険記号番号)
- (6) 世帯更正資金の貸付を受けている。 (年　月　日)
- (7) 児童扶養手当を受給している。 (証書記号番号)
- (8) ア 失業対策事業適格者又は職業安定所登録日雇用労働者である。
(手帳番号)

イ 保護者の職業が不安定で生活困窮者である。

ウ PTA会費、学級費等の減免が行われている。

エ 経済的に困窮し、学校納付金の納付、学用品等の購入が困難。

- (9) 生活保護を受けている。

様式第2号（第6条、第10条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町教育委員会

就学援助費受給認定（却下・取消）通知書

就学援助費の受給資格については、下記のとおり認定・却下・取消します。

記

		認定番号		
受給資格者 住所		氏名		
対象者 児童生徒	氏名	学校名		学年
認定・取消 年月日	年 月 日			
却下理由				

注) なお、この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、東浦町教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

平成26年度 就学援助制度について（お知らせ）

幸田町では、お子さんを小・中学校へ通学させるうえで経済的にお困りの保護者の方に対し、学用品費・学校給食費等の援助を行っています。

年度途中での申請も受け付けています。援助を希望される方は下記により申請を行ってください。

*東日本大震災により被災され、就学困難な状況になられた児童生徒の保護者の方へ援助を行っています。

○援助の対象となる方

- ①幸田町にお住まいで町立の小中学校に在学する児童生徒の保護者
- ②次のいずれかに該当し、世帯の所得が一定の金額以下で教育委員会が援助を必要と認めた方

- 1 生活保護を受けている
- 2 生活保護が停止又は廃止された
- 3 市町村民税が非課税又は減免された
- 4 個人事業税又は固定資産税が減免された
- 5 国民年金の掛金が減免された
- 6 国民健康保険税が減免又は徴収猶予された
- 7 児童扶養手当が支給された
- 8 生活福祉資金貸付制度の厚生資金による貸付けを受けた
- 9 失業対策事業適格者手帳を持つ、又は職業安定所登録日雇労働者である
- 10 その他、経済的な事情により援助が必要

○申請について

○申請書は教育委員会学校教育課(役場庁舎4階)又は学校にあります。

(町ホームページよりダウンロードもできます。)

○申請書に項目を記入し、必要書類(申請書裏面参照)を添付して、教育委員会学校教育課又は学校へ提出してください。

○世帯の所得を調査しますので、申請書の同意欄に記名・押印ください。

○平成25年1月2日以降に幸田町に転入された方は、前年度の所得金額がわかるものを申請書に添付してください。

○税(所得税又は住民税)の申告が済んでいない方は、所得が不明となり、審査ができず保留扱いとなります。収入の有無にかかわらず役場税務課で申告をしてください。

○年度途中で生活状況が変わり急遽援助が必要となった方も申請できます。援助が必要と認められた場合は、原則21日以降の申請は翌月から援助費の支給となります。

裏面に続きます

○認定について

- 教育委員会で所得状況、家庭の事情等を審査し、援助が必要と認められれば認定とし、援助費が支給されます。
- 認定、不認定の結果は、郵送にてお知らせいたします。

○援助の内容

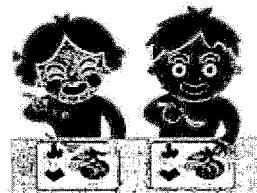
	援 助 費 目	援 助 額	対象となる児童生徒
1	学用品費 (学用品・通学用品など)	小1 12,070円、小2~6 15,200円 中1 24,560円、中2・3 26,790円	対象児童生徒の全員
2	新入学用品費 (入学の時にかかる費用)	小学生 20,470円 中学生 23,550円	年度当初認定された新小中学1年生
3	修学旅行	実費 ※要した費用によります	参加した児童生徒
4	泊りでのキャンプ等校外学習	交通費、見学費	参加した児童生徒
5	給食費(食数×単価) 小学校 240円、中学校 270円	実費 ※食べた回数によります	対象児童生徒の全員
6	災害共済掛金	実費 年額 460円	4・5月認定者

○その他医療費(学校の健康診断にて治療の指示を受けた一部疾病(むし歯、中耳炎、結膜炎、トラコーマ、寄生虫病等)等があります。

○年度途中に認定を受けた場合、学用品費は月割りにして支給します。

○生活保護による認定の場合、修学旅行費のみの支給となります。

○学用品費と新入学用品費は平成26年度の支給予定額です。



○支払いについて

○学期終了後に、保護者の方が指定した口座に振り込みます。

○援助を受けることのできる所得の目安

○同一世帯内等で、生計と一緒にされて見える方の所得を全て合算いたします。

○下表は、大体の目安ですので、家族構成、年齢などによって異なります。詳しくは下記まで問い合わせください。

世帯 人数	家 族 構 成	持ち家の場合		借家の場合	
		年間所得額	給与収入額	年間所得額	給与収入額
2人	大人、子(小学)	約 128万円	約 208万円	約 184万円	約 288万円
3人	大人、子(小学) 2人	約 177万円	約 278万円	約 233万円	約 358万円
4人	大人2人、子(小学)、子(中学)	約 236万円	約 362万円	約 292万円	約 432万円
5人	大人2人、子(小学)2人、子(中学)1人	約 277万円	約 414万円	約 333万円	約 484万円

○ご注意ください！

○平成25年度に就学援助を受給されている方で、平成26年度も続けて援助を希望される方も、新たに申請書を出していただく必要があります。

○申請した理由に該当されなくなった場合は、認定がとかれます。ただし、他の項目に該当する場合は、内容変更の申請をしていただければ継続して受給できます。

○問い合わせ先

幸田町教育委員会 学校教育課 学校教育グループ(幸田町役場4階)
TEL (0564) 62-1111 内線422

就学援助のお知らせ

52.設楽町

設楽町では、町内の小中学校に就学しているお子さんたちが、だれでも学校で楽しく勉強できるよう、学用品費、修学旅行費、学校給食費など、学校への教育費のお支払いにお困りの方にその費用の一部を援助しています。

要件に該当し、就学援助を希望される保護者の方は、このお知らせをよくお読みのうえ、次により申請してください。

○援助の内容

学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、医療費（※）が対象です。ただし、生活保護を受けている場合は、修学旅行費、医療費のみの援助となります。

（※）トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノレイド、寄生虫病、むし歯、特定の皮膚病の治療費

○就学援助を受けることができる方

保護者の方が次のいずれかに該当する場合に対象となります。

申請理由	添付書類
生活保護を受けている	不要
生活保護が停止又は廃止された	不要
町民税が非課税又は減免された	町税務課発行の町県民税所得証明書
個人事業税又は固定資産税が減免された	県税事務所長の証明又は固定資産税減免申請書の写し等
国民年金の掛金が減免又は国民健康保険料が減免された	国民年金保険料免除承認通知書又は国民健康保険料減免申請書の写し等
児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金の貸付を受けた	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
職業安定所登録日雇労働者である	対象者手帳の写し
その他（経済的理由でお困りの方で、教育委員会が援助を必要と認める方）	世帯全員の平成25年分所得のわかるもの。 (平成25年分所得税の確定申告書の写し又は平成25年度分町県民税申告書の写し)

○申請方法

右の申請書を切り離し、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、学校又は教育委員会へ4月中に提出してください。なお、受付は隨時行っていますが、5月以降年度の途中で申請された方は、教育委員会が認定した翌月から就学援助が開始されます。

○問い合わせ先

設楽町教育委員会学校教育担当

Tel : 0536-62-0531

E-mail : kyoiku@town.shitara.aichi.jp